

流山市福祉手当について

～現金給付からサービス給付への転換～

流山市健康福祉部障害者支援課

平成24年12月13日開催

流山市福祉施策審議会資料

1. 背景

（1）福祉手当見直しの背景

<福祉手当の意義（必要性）の変化>

- 福祉手当は、障害をお持ちの方に対する在宅介護のため、家族がその時間を拘束される経済的損失や負担を補填する目的で補助されてきたものです。
- 現在のように障害者自立支援法による障害福祉サービスや介護保険による介護サービスが提供されるようになったことで、家族の介護負担は軽減されました。
- 福祉手当のような市単独の予算による現金給付の補助制度は、障害福祉サービスが提供されるようになったことで、制度当初の意義は薄れたものとなっています。

(2) 福祉手当と福祉制度の変化

○流山市福祉手当は、障害のある方への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和53年につくられた制度です。

- ・根拠法令：「流山市福祉手当の支給に関する条例」
- ・福祉手当の額の算定方法について（別紙資料1参照）

○本制度ができてから30年以上が経過し、障害者に対する福祉施策は、次のように変化してきました。

措置制度



（昭和26年～）：福祉サービスを受ける要件を満たしているか行政が判断し、サービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限として措置によりサービスを提供する制度。

支援費制度



（平成15年～）：障害者の自己選択・自己決定を前提としたノーマライゼーション実現を目指し、措置制度から契約制度への移行によって事業所との契約制度が導入され、障害者がサービスを選択する仕組みの中でサービス向上を目指した。実質的に社会資源が少ない状況の中での制度。

障害福祉サービス制度

（平成18年～）：障害者自立支援法に則った福祉サービスの提供。3障害（身体、知的、精神）共通のサービス。応益負担を原則としているが、段階的な軽減策により、実質的な負担は少ないものとなっています。

※制度が変革する中で、

- ホームヘルプサービス
- 就労支援
- 日中活動の場
- グループホーム、ケアホーム
- 相談支援体制の整備など、福祉サービスの充実がはかられ現在に至っています。

今後も、より一層のサービスの充実を進めていく必要があります。

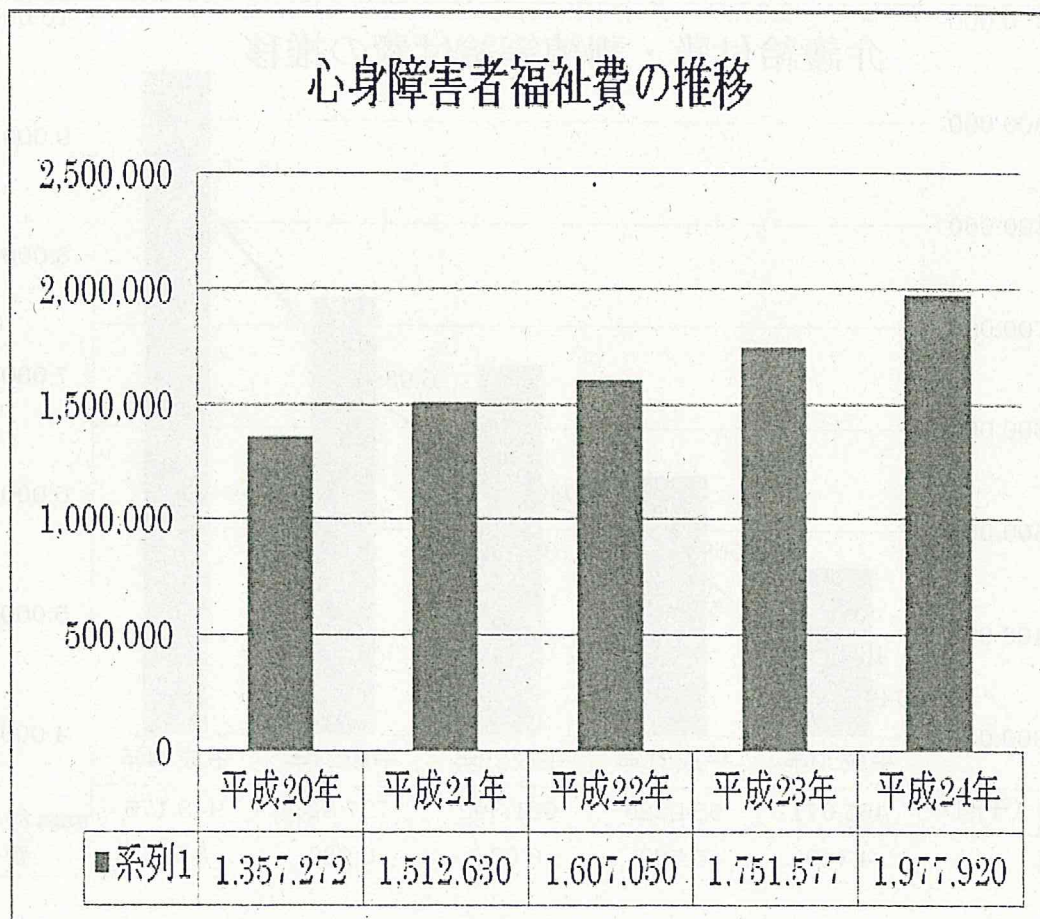
2. 現状

(1) 障害者福祉費の推移

① 心身障害者福祉費

○ 高齢化に伴う障害者の増加。障害福祉サービス制度の普及によるサービス利用の増加と定着により、心身障害者福祉費が増加しています。

(表1) 各年度の心身障害者福祉費の推移 (単位：千円)



※ 平成20年度～平成23年度は決算額。

※ 平成24年度は予算額。

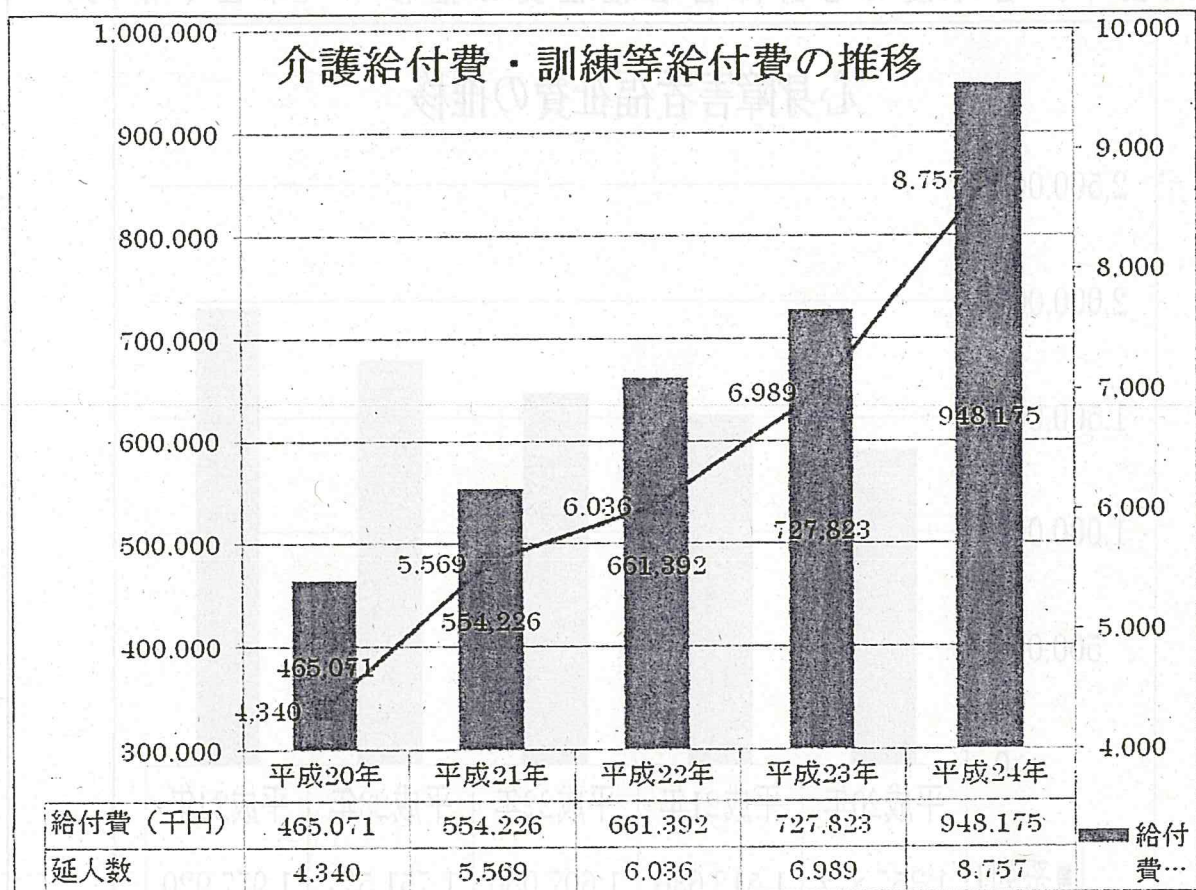
平成24年度の心身障害者福祉費は、

19億7700万円にのぼる予定です。

② 介護給付費・訓練等給付費

○平成18年度から施行された障害者自立支援法の福祉サービスは、事業の内容が充実し、さらに利用者の自己負担の軽減等が行われたことにより、利用が促進され給付費が増加しています。

(表2) 各年度の介護給付費・訓練等給付費及び受給者数の推移 (単位: 千円・人)



※平成20年度～平成23年度は決算額。

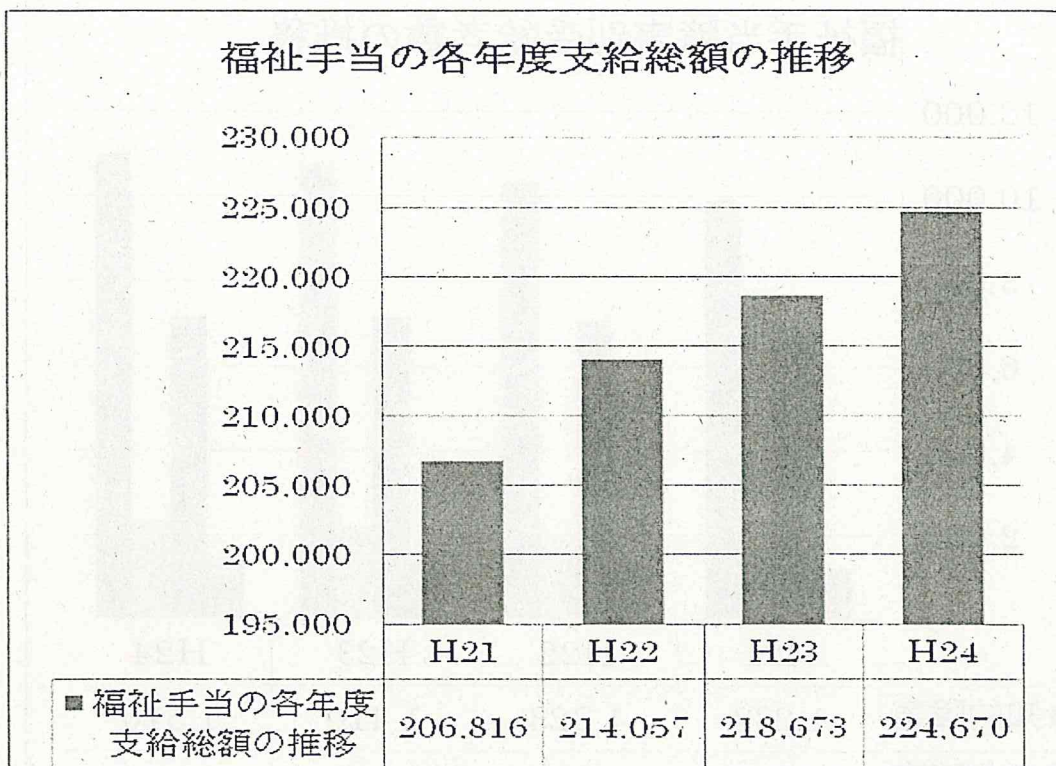
※平成24年度は予算額。

(2) 福祉手当支給の推移

① 福祉手当支給額

福祉手当の支給額は、毎年増加しています。

福祉手当の各年度支給総額の推移 (単位：千円)



年 度	H21⇒H22	H22⇒H23	H23⇒H24
対前年増加額 (単位：千円)	7,242 増	4,616 増	5,998 増
対前年増加率	3.5%	2.2%	2.7%

※ H21～H23 年度については決算額。

※ H24 年度については予算額。

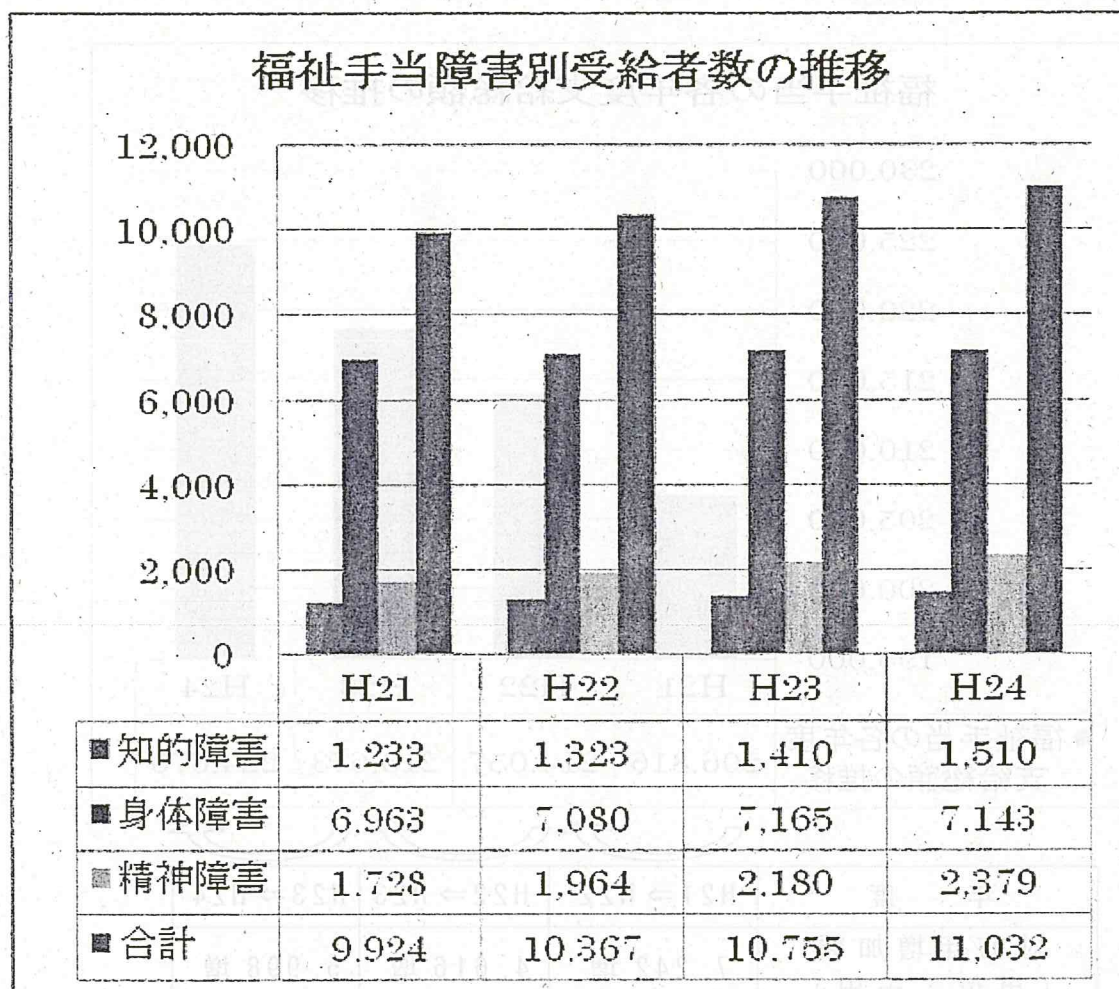
平成 24 年度の福祉手当の支給総額は、
2 億 2,400 万円以上になると予測されます。

各年度の福祉手当支給対象者数と支給金額は、
(別紙資料 2) のとおりとなります。

② 福祉手当受給者の障害別受給者数

福祉手当受給者の障害別受給者数の推移については、下記のグラフを参照してください

福祉手当障害別受給者数の推移 (単位：人)



※ 障害者数は、年3回（8月、11月、3月）に受給した障害者の延人数。

3. 福祉手当見直しの目的について

(1) 現金給付からサービス給付への転換

○今後もますます心身障害者福祉費の増加が見込まれます。

現金給付としての福祉手当は、支給の必要性について根本的見直しを行い、これにより得られた財源を、新たな障害福祉サービスへの対応など、将来に向けて今後、市が重点的に取り組むべきものに振り分ける必要があります。

(2) 新たなサービスへの対応

○ノーマライゼーション実現のため、施設入所・社会的入院から地域で安心して生活できる仕組みの構築。

○親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築。

- | |
|---------------------------------|
| ・ グループホーム、ケアホームの整備。 |
| ・ 就労支援の充実。 |
| ・ 児童発達支援の充実。 |
| ・ 重症心身障害者への対応。 |
| ・ 障害者の権利擁護と成年後見制度利用の促進。 |
| ・ 地域移行、地域定着支援等の充実。 |
| ・ 障害者の社会参加の促進のため移動支援の充実。 |

○障害者の範囲の拡大に対する対応。

発達障害、高次脳機能障害、難病患者に対する支援の充実。

4. 福祉手当の見直し手順

「現金給付からサービス支給へ」

福祉手当の見直しが必要です。

福祉施策審議会への課題提起

審議会内での検討

諮問

- ・ 障害者及び関連団体等から意見聴取
- ・ パブリックコメントの実施

答申

市の方針決定

条例改正案の議会上程

審議

採決

市民への周知

実施

流山市福祉手当の主な改正

(1) 平成13年度改正

○流山市福祉手当支給対象からねたきり老人を除く改正。

千葉県ねたきり老人福祉手当の補助金が完全に廃止されることとなったため、流山市福祉手当の支給対象からねたきり老人を除くこととなりました。

○サービス利用の場合、流山市福祉手当の額を2分の1にする改正

ねたきり老人以外の福祉手当の支給対象者についても、介護サービスを受けることが考えられ、また、県の「在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業補助金要綱」が改正され、介護保険法第18条に規定する保険給付を受けた日の翌月以降は、年度が変わっても支給対象としないこととされたことから、本市にあっても支給対象者が介護サービスを受けた場合にあっては、福祉手当の額を2分の1とすることとしました。

○流山市福祉手当の支給対象者に精神障害者を加える改正。

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律により、心身障害者対策基本法が障害者基本法とされ障害者の範囲が身体障害、知的障害、精神障害のいずれかを持つ者と明示されました。そのため、本市においても他の障害者との格差を是正する為、精神障害者に対し流山市福祉手当について支給対象としました。

(2) 平成16年度改正

○平成16年度から住民税額による支給制度が導入されました。

(3) 平成20年度改正

○平成20年度には、所得税から市町村民税への税源移譲による改正があり、手当支給の制限としている住民税額を改正しました。

福祉手当の額の算定方法（H24年第4回定例会における条例改正前）

（別紙資料1）

障害者の区分	住民税額	福祉手当の額の算定方法(月額)
重度知的障害者又はねたきり身体障害者	8,650円	
上記以外の障害者	220,000円以下	Bの1又は中度 7,900円 Bの2又は軽度 6,900円 1・2級 6,900円 3級 5,900円 1級 6,325円 2級 5,060円 3級 3,795円
	220,000円を超え、 420,000円未満	Bの1又は中度 7,900円－0.0395×(住民税額－220,000円) Bの2又は軽度 6,900円－0.0345×(住民税額－220,000円) 1・2級 6,900円－0.0345×(住民税額－220,000円) 3級 5,900円－0.0295×(住民税額－220,000円) 1級 6,325円－0.031625×(住民税額－220,000円) 2級 5,060円－0.0253×(住民税額－220,000円) 3級 3,795円－0.018975×(住民税額－220,000円)

(1) 障害者が左の算定方法の区分の2以上に該当する場合は、最も高い額をもって当該障害者の福祉手当の額とする。

(2) 障害者が介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する保険給付(同法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。)若しくは障害者自立支援法第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費(同法第1項第7号に掲げる短期入所の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。)の支給を受け、又は同法第77条第1項第3号に掲げる事業若しくは障害者デイサービスを利用した日の属する月の翌月以降の手当の額は、左の算定方法により算出した額の2分の1の額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。